

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年2月2日(2006.2.2)

【公開番号】特開2005-94620(P2005-94620A)

【公開日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2003-328042(P2003-328042)

【国際特許分類】

H 04 N 1/32 (2006.01)

H 04 L 12/66 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/32 Z

H 04 L 12/66 C

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月8日(2005.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の情報を登録する第1の登録手段と、

接続された端末装置から受信した第1の受信情報に、前記第1の登録手段により登録した第1の情報が含まれるか否かを判断する第1の判断手段と、

前記第1の判断手段による判断結果に基づいて、前記第1の受信情報を破棄する破棄手段とを備えたことを特徴とするゲートウェイ装置。

【請求項2】

第1の情報を登録する第1の登録手段と、

接続された端末装置から受信した第1の受信情報に、前記第1の登録手段により登録した第1の情報が含まれるか否かを判断する第1の判断手段と、

前記第1の判断手段により前記第1の情報が含まれると判断した場合には、接続された他の端末へ前記第1の受信情報を送信する一方、前記第1の情報が含まれないと判断した場合には、前記第1の受信情報を前記破棄手段により破棄する第1の制御手段とを備えたことを特徴とするゲートウェイ装置。

【請求項3】

前記第1の受信情報は前記端末装置のメーカーを表すメーカーコードであることを特徴とする請求項1または請求項2記載のゲートウェイ装置。

【請求項4】

第2の情報を登録する第2の登録手段と、

接続されたゲートウェイ装置から受信した第2の受信情報に、前記第2の登録手段により登録した第2の情報が含まれるか否かを判断する第2の判断手段と、

前記第2の判断手段による判断結果に基づいて、所定の受信情報を用いないで通信機能を設定する設定手段とを備えたことを特徴とするネットワーク端末装置。

【請求項5】

第2の情報を登録する第2の登録手段と、

接続されたゲートウェイ装置から受信した第2の受信情報に、前記第2の登録手段により登録した第2の情報が含まれるか否かを判断する第2の判断手段と、

前記第2の判断手段により前記第2の情報が含まれると判断した場合には、所定の情報を用いて前記設定手段により通信機能を設定する一方、前記第2の情報が含まれないと判断した場合には、所定の受信情報を用いないで前記設定手段により通信機能を設定する第2の制御手段とを備えたことを特徴とするネットワーク端末装置。

【請求項6】

前記第2の受信情報はファクシミリ伝送手順情報であるSETUPパケットまたはCONNECTパケットに含まれるマニュファクチャーコードおよびプロダクトコードであり、前記所定の受信情報は、ファクシミリ伝送手順において非標準モードをネゴシエーションするためのオプション信号であることを特徴とする請求項4または請求項5記載のネットワーク端末装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明は、第1の情報を登録する第1の登録手段と、接続された端末装置から受信した第1の受信情報に、前記第1の登録手段により登録した第1の情報が含まれるか否かを判断する第1の判断手段と、前記第1の判断手段による判断結果に基づいて、前記第1の受信情報を破棄する破棄手段とを備えたものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、第1の情報を登録する第1の登録手段と、接続された端末装置から受信した第1の受信情報に、前記第1の登録手段により登録した第1の情報が含まれるか否かを判断する第1の判断手段と、前記第1の判断手段により前記第1の情報が含まれると判断した場合には、接続された他の端末へ前記第1の受信情報を送信する一方、前記第1の情報が含まれないと判断した場合には、前記第1の受信情報を前記破棄手段により破棄する第1の制御手段とを備えたものである。

また、前記第1の受信情報は前記端末装置のメーカーを表すメーカーコードである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、第2の情報を登録する第2の登録手段と、接続されたゲートウェイ装置から受信した第2の受信情報に、前記第2の登録手段により登録した第2の情報が含まれるか否かを判断する第2の判断手段と、前記第2の判断手段による判断結果に基づいて、所定の受信情報を用いないで通信機能を設定する設定手段とを備えたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、第2の情報を登録する第2の登録手段と、接続されたゲートウェイ装置から受信

した第2の受信情報に、前記第2の登録手段により登録した第2の情報が含まれるか否かを判断する第2の判断手段と、前記第2の判断手段により前記第2の情報が含まれると判断した場合には、所定の情報を用いて前記設定手段により通信機能を設定する一方、前記第2の情報が含まれないと判断した場合には、所定の受信情報を用いないで前記設定手段により通信機能を設定する第2の制御手段とを備えたものである。

また、前記第2の受信情報はファクシミリ伝送手順情報であるSETUPパケットまたはCONNECTパケットに含まれるマニュファクチャーコードおよびプロダクトコードであり、前記所定の受信情報は、ファクシミリ伝送手順において非標準モードをネゴーションするためのオプション信号である。